

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道の受動喫煙防止対策について

「受動喫煙」とは、本人がたばこを吸っていないなくても他の人が吸っている「たばこ」から出る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。

いずれの煙にもニコチンやタールなど、多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。

令和 6 年 2 月
釧路総合振興局保健環境部
保健行政室

本日の説明内容

- 1 「北海道受動喫煙防止条例」制定の背景について
- 2 国の受動喫煙防止対策について
(改正健康増進法の概要)
- 3 「北海道受動喫煙防止条例」の概要について
- 4 道内における受動喫煙防止対策の実施状況について (令和4年度)

「北海道受動喫煙防止条例」制定の背景

- 本道においては、肺がん死亡率や成人喫煙率が高く、未来を担う子どもたちなどに対して「望まない受動喫煙」を生じさせない環境づくりが必要です。
- 各施設の管理権原者等が受動喫煙防止のための措置を講じるため、地域の実情に応じた自主的な取組を推進できるよう関係団体が協力して機運を醸成することが必要です。
- 観光等で訪れる方も快適に過ごせる環境づくりの観点から、国際的に質や満足度の高い観光地づくりを目指す本道として、受動喫煙対策にも積極的な姿勢を打ち出すことが必要です。

がん対策六位一体協議会による「条例の早期制定等」の要望

道議会における「受動喫煙ゼロの実現を目指す決議」

健康増進法の一部改正
(平成30年7月)

本道の現状や改正健康増進法の内容等を踏まえ、受動喫煙防止対策を一層推進するため、道条例を制定する必要。

「改正健康増進法」の概要

- 平成30年(2018年)7月、健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙を防止するための取組が「マナー」から「ルール」に変更



2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
多くの人を利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

🏥 病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

🍴 飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

🏢 オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満の
立入禁止

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の
設置が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が
義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

※「第一種施設」：学校、児童福祉施設、医療機関、行政機関の庁舎等
「第二種施設」：飲食店、オフィス・事業所など

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

・学校、児童福祉施設
・病院、診療所
・行政機関の庁舎 等

第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

・事務所
・工場
・ホテル、旅館
・飲食店
・旅客運送用事業船舶、鉄道

・国会、裁判所
等

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

第二種施設

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



2020年
4月1日
施行

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

・個人又は中小企業が経営
・客席面積100㎡以下

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能（※）



※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、ア喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけイ客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

喫煙を主目的とする施設

・喫煙を主目的とするバー、スナック等
・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所

喫煙目的施設

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行

本法律における義務違反者への対応の整理について

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料（※2）
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△（※1）	○（命令に限る）	○（30万円以下）
	紛らわしい標識の掲示禁止 ・標識の汚損等の禁止	○	—	○（50万円以下）
施設等の管理権原者 <small>（所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと）</small> <small>*を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する。</small>	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○（50万円以下）
	喫煙室の基準適合	○	○	○（50万円以下）
	施設要件の適合 （喫煙目的施設に限る）	○	○	○（50万円以下）
	施設標識の掲示	○	—	○（50万円以下）
	施設標識の除去	○	—	○（30万円以下）
	書類の保存（喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	—	○（20万円以下）
	立入検査への対応*	—	—	○（20万円以下）
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
	広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る）*	○	—	—

（※1） 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

（※2） 本法案における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

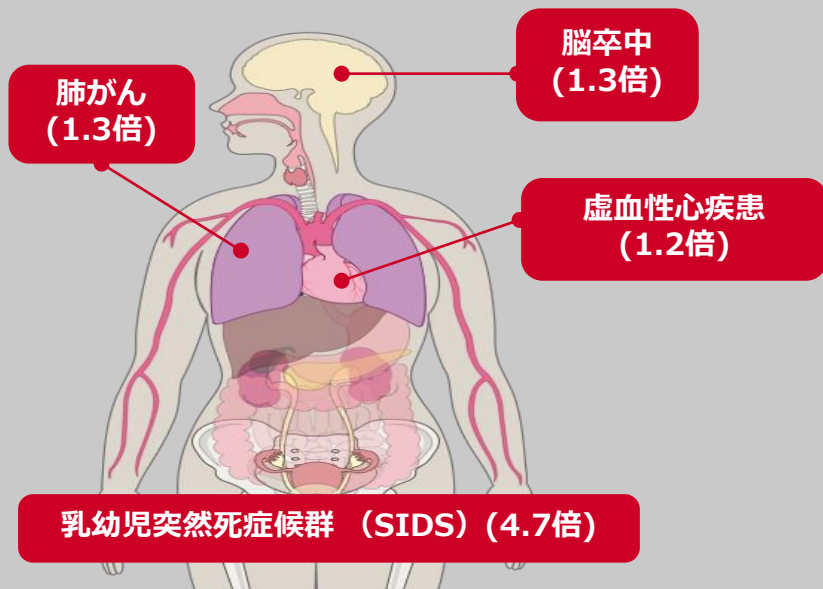
受動喫煙による健康影響

- 受動喫煙によってリスクが高まる病気※には**肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群 (SIDS)**がある。

- 年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。

※因果関係を推定する証拠が十分(確実)な病気

受動喫煙によってリスクが高まる病気



() …受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か

※ 妊婦の受動喫煙と低出生体重・胎児発育遅延：レベル2 (示唆的)

出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、
国立がん研究センターがん情報サービス

受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合計	15,030 (人)	

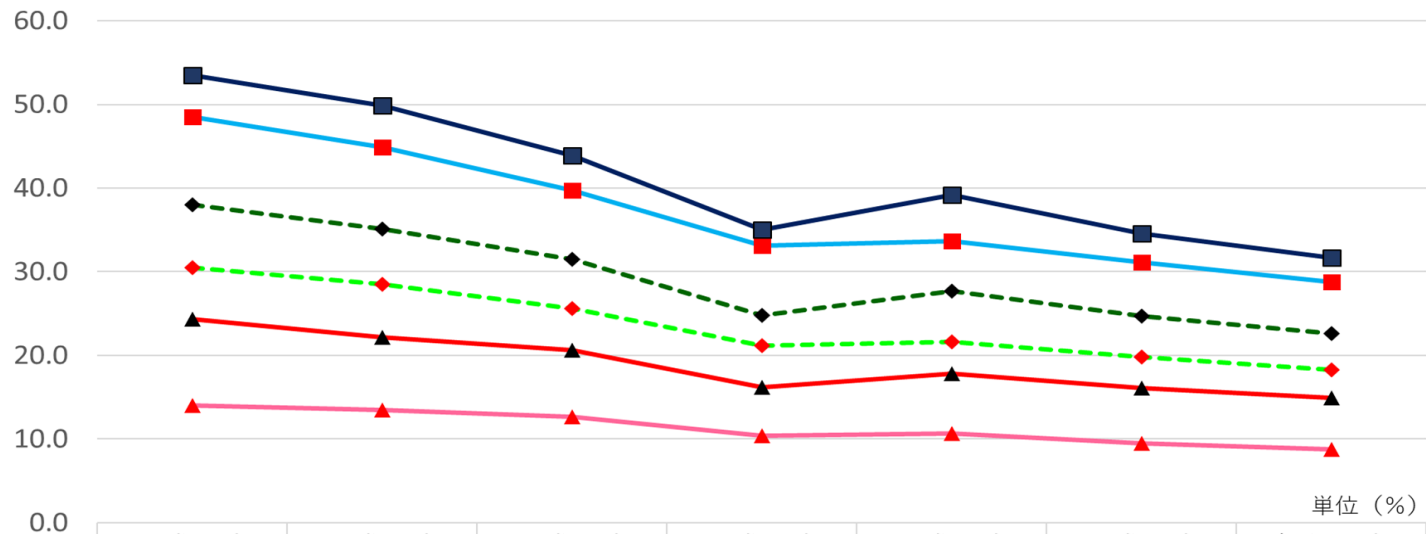
※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

道内の喫煙者の状況（R1）

本道における成人の喫煙率は減少傾向にあります。男女ともに全国平均を上回っており、総数及び女性は全国一喫煙率が高く、男性は全国第9位となっています。

全国と北海道の成人喫煙率の推移



	平成13年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	令和元年
◆ 総数 全国	30.5	28.5	25.6	21.2	21.6	19.8	18.3
◆ 総数 北海道	38.0	35.1	31.5	24.8	27.7	24.7	22.6
■ 男性 全国	48.5	44.9	39.7	33.1	33.7	31.1	28.8
■ 男性 北海道	53.5	49.9	43.9	35.0	39.2	34.6	31.7
▲ 女性 全国	14.0	13.5	12.7	10.4	10.7	9.5	8.8
▲ 女性 北海道	24.3	22.2	20.6	16.2	17.8	16.1	14.9

北海道受動喫煙防止条例が制定されました

令和3年8月改訂版

オール北海道で受動喫煙防止対策

～「受動喫煙ゼロ」の実現を目指します～

2020年4月1日、改正健康増進法（※全面施行）&北海道受動喫煙防止条例（※一部）がスタートしました。

道では、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、道、道民、事業者及び関係団体がそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として、受動喫煙防止対策を推進することとしています。

新しいルールを守って、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる街づくりにご協力をお願いします。

健康増進法と条例との比較

区分	改正健康増進法	条例	
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所を設けてはならない）	
	医師機関、行政機関、大学、専門学校等	法に準拠	
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	屋内	原則屋内禁煙（喫煙専用室等を設置できる）
		屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい
	飲食店の対応（経過措置）	既存の小規模飲食店（客席面積100㎡以下）は、当該経過措置として、喫煙を講ず可。※保健所への届出が必要	法に準拠
	喫煙場所への20歳未満の立入禁止	立入禁止（従業員、利用者等）	法に準拠
	標榜の掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主出入口に標榜を掲示
禁煙		規定なし	
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設（20歳未満の者等が多く利用する施設）	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい	
	20歳未満の者及び妊婦への対応	喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう同様の状況に配慮	
	従業員等への受動喫煙防止対策	従業員（雇用関係にある者）に対する受動喫煙防止対策に努める	

北海道保健福祉部健康安全局

道では、受動喫煙に関する様々な情報を道民の皆様や事業者等に分かりやすく提供するため、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設しています。法や条例の詳細などについては、このポータルサイトをご覧ください。



条例のポイント

受動喫煙で健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方に配慮してください

喫煙者は20歳未満や妊婦の方がいる場所で喫煙をしない。保護者は養育する子どもに受動喫煙を生じさせないように努めてください。

保育所、幼稚園、学校等の敷地内に喫煙場所を設けないようにしてください

20歳未満の方が主たる利用者である学校等の敷地内に喫煙場所を設けないようご協力をお願いします。（※令和3年4月1日から施行）

第二種施設は屋外（出入口等）の喫煙器具等の設置場所に配慮してください

スーパー、コンビニ、事務所等の屋外に扱い入れ等を設置する場合は、受動喫煙を生じさせないように設置場所に配慮してください。

公園等の屋外に喫煙場所を設置する場合は、必要な措置を講じてください

都市公園、野球場やサッカー場、動物園、水族館等に喫煙場所を設置する場合は、喫煙場所を明確に区画するなどの措置を講じてください。

飲食店・喫茶店が店内を禁煙とした場合は、禁煙である旨の表示をしてください

法では、禁煙施設の表示規定がないことから、お店を選ぶ際に喫煙の可否が分かるよう、条例で禁煙表示に関する規定を設けました。（※令和2年7月1日から施行）

事業者は、従業員等に対して受動喫煙を生じさせないようにしてください

法では、雇用関係にある労働者のみを対象としています。条例では親族や派遣職員等も対象にしています。

その他の取組

歩きタバコや路上喫煙はやめましょう

道では、平成15年に「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、公共の場所での歩きタバコ等の防止に努めています。

喫煙は近隣住宅に配慮しましょう

玄関先やベランダ等での喫煙は、近隣住宅に受動喫煙を生じさせることがありますので、風向きや時間帯などに配慮してください。

三次喫煙（サードハンドスモーク）

衣類や室内に付着した残留たばこ成分を吸入する「サードハンドスモーク」は、健康影響がまだ明らかになっていませんが、今後も適切な情報を発信していきます。

たばこをやめたい方をサポートします

道では、ホームページ等で禁煙外来を標榜する医療機関を紹介するなど、身近な地域で禁煙支援を受けやすい環境づくりに努めています。

【 北海道受動喫煙防止条例 】

総則（目的・基本理念）

目的（1条）

- ◆この条例は、受動喫煙の防止に関し、基本理念を定め、並びに道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び受動喫煙を防止するための措置を定めることにより、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の増進を図ることを目的とする

基本理念（3条）

- ◆受動喫煙防止対策は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであるとの認識の下に、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指して推進されなければならない
- ◆受動喫煙防止対策は、特に20歳未満の者及び妊婦について受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに配慮して推進されなければならない
- ◆受動喫煙防止対策は、国、道、市町村、道民、事業者及び関係団体の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない

【 北海道受動喫煙防止条例 】

総則（責務）

道 (4条)	<ul style="list-style-type: none">◆受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進しなければならない◆受動喫煙防止対策の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び関係団体と緊密な連携を図らなければならない
道民等 (5条)	<ul style="list-style-type: none">◆受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響その他の受動喫煙に関する正しい知識を持つよう努めなければならない◆喫煙をする際は自らの喫煙により受動喫煙を生じさせることがないよう配慮しなければならない◆20歳未満の者又は妊婦がいる場所において喫煙をしないよう努めなければならない◆保護者は、現に監護する未成年者に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない◆国、道、市町村及び事業者が実施する受動喫煙防止対策に協力しなければならない
事業者 (6条)	<ul style="list-style-type: none">◆事業所等において、受動喫煙を未然に防止するための設備の整備その他の必要な環境の整備に努めなければならない◆従業員等に受動喫煙を生じさせることがないよう、教育、知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない◆国、道、市町村及び関係団体が実施する受動喫煙防止対策に協力しなければならない
関係団体 (7条)	<ul style="list-style-type: none">◆受動喫煙防止対策を実施し、及び推進するよう努めなければならない◆国、道、市町村及び事業者が実施する受動喫煙防止対策に協力しなければならない

【北海道受動喫煙防止条例】

受動喫煙の防止に関する基本的施策①

基本計画（8条）

- ◆ 受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めなければならない

- 「北海道健康増進計画」の付属計画である「たばこ対策推進計画」について、受動喫煙の防止に関する領域を改訂し、「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」を令和3年10月に策定し、条例の基本計画に位置付け。
⇒ 受動喫煙防止対策を推進するための基本的な考え方、具体的施策、数値目標等を定め、「道民の健康づくり推進協議会（受動喫煙防止対策専門部会）」において、毎年、受動喫煙防止対策の推進状況や数値目標の達成状況等を評価

普及啓発（9条）

- ◆ 道民等、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙の健康影響について理解を深めさせるとともに、自発的な受動喫煙防止対策を促進するため、普及啓発等を行う

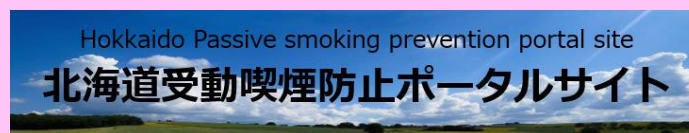
- 道民や事業者等を対象として、各地域で説明会等を開催
- 道民や事業者等にポスターやリーフレット、禁煙ステッカー等を配布
- きめ細やかな情報提供を行うため、受動喫煙に関するポータルサイト等を整備
- 市町村等と連携し、妊婦に対して、たばこによる健康影響などの情報を提供

受動喫煙防止対策等に係る情報発信

北海道受動喫煙防止ポータルサイト (2020年6月開設)

【目的】

- 受動喫煙防止対策を推進する上で、道民の皆様や事業者の方々などに、受動喫煙に関する正しい知識を持っていただくことが重要であることから、参考となる様々な情報を取りまとめ、幅広く提供するため、ポータルサイトを開設



【内容】

- 個人（20歳未満、妊婦、保護者、道外、喫煙者、外国人）及び施設（学校等、飲食店等、公園等、市町村など）ごとのカテゴリ別に情報を整理
- その他関連情報として、国、道条例、普及啓発、市町村や団体の取組等を掲載

ほっかいどう健康づくりツイッター (2020年4月開設)

【目的】

- 道民の皆様に対し、健康づくりに関する様々な情報提供が必要であることから、随時情報発信できるツールとして、専用のツイッターを開設



【内容】

- 受動喫煙のほか、栄養、歯科保健、がん対策などについて、国の動向や道の施策のほか、市町村や事業者等の取組についてツイート

【 北海道受動喫煙防止条例 】

受動喫煙の防止に関する基本的施策②

学習の機会の確保 (10条)

- ◆ 道民、事業者及び関係団体に対し、受動喫煙防止対策に関する理解を深めさせるため、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保する
 - ◆ 20歳未満の者及び妊婦について受動喫煙の健康影響に関する理解を深められるよう、これらの者に対し、知識の習得に必要な措置を講ずる
- 北海道の喫煙率低下や受動喫煙の防止に向けた普及啓発・健康教育を行うため、道が製作したDVDを健康イベントや育児教室等で活用
 - 小学校の児童や教職員を対象に、受動喫煙を含む未成年者喫煙防止講座を実施するとともに、教育機関が実施するたばこなどに関する研修事業を促進

市町村及び事業者等に対する情報の提供 (11条)

- ◆ 市町村が実施する受動喫煙防止対策の促進に資するよう情報提供等を行う
 - ◆ 事業者等による自発的な受動喫煙防止対策を促進するため情報提供等を行う
- 屋内禁煙の施設を登録し、道のホームページで紹介するなど施設の取組を支援
 - 店内を禁煙とするなど、健康づくりをサポートする飲食店の取組を支援
 - 受動喫煙防止対策に取り組む市町村や関係団体の取組を道ホームページで紹介

北海道のきれいな空気の施設登録事業

道では、令和元年度まで、禁煙・分煙施設を対象に実施してきた「おいしい空気の施設推進事業」を見直し、健康増進法上、喫煙専用室等を設置できるとされている第二種施設のうち、屋内完全禁煙に積極的に取り組む施設を対象とした「**北海道のきれいな空気の施設登録事業**」を令和2年度から新たに実施しています。官民一体となった受動喫煙防止対策の推進に向けて、ご協力をお願いします。

登録等に関するお問い合わせは、最寄りの道立保健所をお願いします。

対 象	道内の第二種施設（飲食店・喫茶店を除く）
登 録 条 件	屋内完全禁煙
インセンティブ	<ul style="list-style-type: none">○ ステッカーの交付○ 道のホームページや説明会等の場で紹介
見込まれる効果	<ul style="list-style-type: none">○ 道から交付されたステッカーを施設の出入口の見やすい箇所に掲示することにより、住民が迷わず安心して施設を利用できる○ 法では喫煙専用室の設置が認められている中で、屋内完全禁煙に積極的に取り組む施設であることについての社会的な評価
登 録 施 設 数	令和5年3月末（きれいな空気の施設） 2,359施設

【 北海道受動喫煙防止条例 】

受動喫煙の防止に関する基本的施策③

受動喫煙防止対策の実施状況の調査（12条）

- ◆ 事業者等による受動喫煙防止対策が推進されるよう、受動喫煙防止対策の実施状況を把握するための調査を行う
 - 保育所、幼稚園、小・中・高校等における受動喫煙防止対策の実施状況を調査
 - 飲食店等における禁煙表示の状況等を調査
 - 都市公園等の屋外における受動喫煙防止対策の実施状況を調査

体制の整備（13条）

- ◆ 国、市町村及び関係団体と連携して受動喫煙防止対策を推進するために必要な体制を整備する
 - 受動喫煙防止対策専門部会において、防止対策の検討等を行う
 - 道・保健所設置市による受動喫煙対策連携会議において、防止対策の総合的な推進について検討等を行う
 - 道本庁・道立保健所受動喫煙対策室において、関係機関との連携・調整のほか、相談対応や情報提供等を行う

【北海道受動喫煙防止条例】

受動喫煙防止対策 ポイント①

20歳未満の方及び妊婦への対応

【道民等の責務（第5条）】

- ◆道民等は、20歳未満の者又は妊婦がいる場所において喫煙をしないよう努めなければならない
- ◆保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の道民等で、未成年者を現に監護するものをいう。）は、現に監護する未成年者に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない



- 喫煙をされる方は、周囲に20歳未満や妊婦の方がいる場所では、**喫煙を控える**ようお願いします
- 保護者の方は、家庭内等で喫煙を控える、外出先で喫煙場所を避けるなど**養育する子どもに受動喫煙を生じさせない**よう努めてください



※ 20歳未満や妊婦の方がいる場所とは、**家庭や車内など、法律で喫煙が規制されていない場所も含まれます**

【北海道受動喫煙防止条例】

受動喫煙防止対策 ポイント②

学校等における受動喫煙防止対策

【第一種施設における受動喫煙の防止の措置（第15条）】

- ◆20歳未満の者に受動喫煙を生じさせないように、次に掲げる第一種施設の管理権原者は、屋外に特定屋外喫煙場所を定めないようにしなければならない
 - ・ 幼稚園、保育所、認可外保育施設、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

- 健康増進法では、特定屋外喫煙場所の設置は可能とされておりますが、北海道の未来を担う子どもたちを受動喫煙から守るため、**学校等の敷地内には、特定屋外喫煙場所を設けないようにしてください**

健康増進法



道条例



【北海道受動喫煙防止条例】

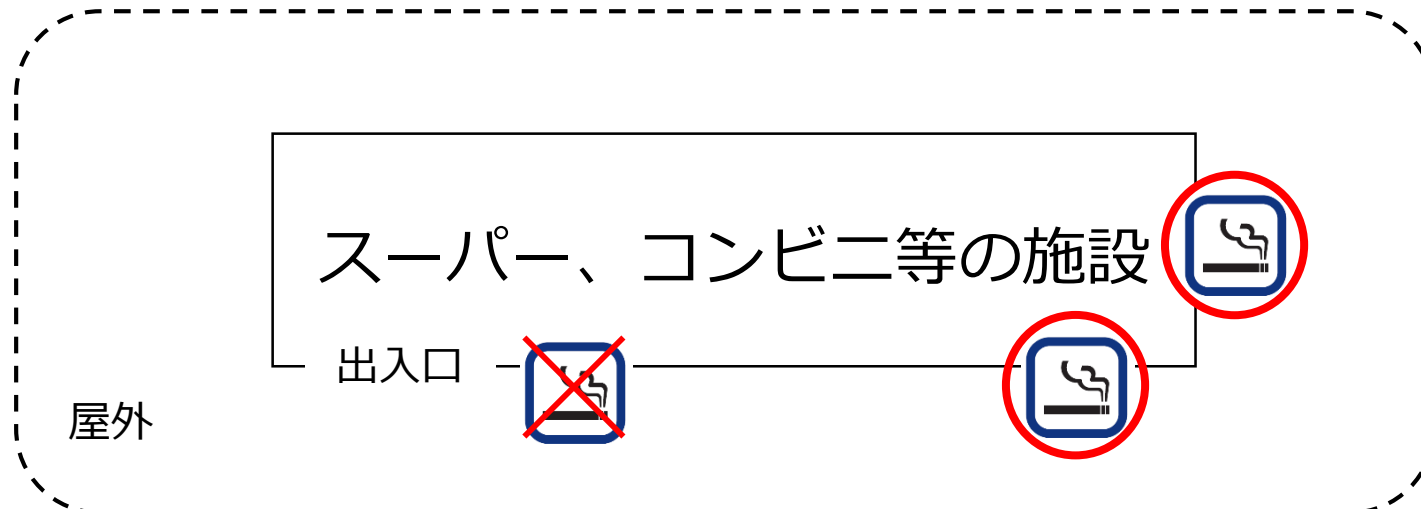
受動喫煙防止対策 ポイント③

第二種施設における屋外の対策

【第二種施設における受動喫煙の防止の措置（第16条）】

- ◆第二種施設の管理権原者は、当該施設の屋外の場所に喫煙器具等を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせることがないようにその設置場所について配慮しなければならない

- 第二種施設（複合施設、飲食店、スーパー、コンビニ等）の屋外に吸い殻入れ等を設置する場合は、施設利用者の通行量や施設周辺の状況を考慮し、**施設の出入口を避けるなど、受動喫煙が生じないように設置する場所に配慮してください**



【北海道受動喫煙防止条例】

受動喫煙防止対策 ポイント④

公園等屋外の対策

【屋外の施設における受動喫煙の防止の措置（第17条）】

- ◆公園等屋外の施設であって20歳未満の者を主にその利用の対象とするものの管理権原者は、当該施設に喫煙場所を定めるようとするときは、20歳未満の者に受動喫煙を生じさせないよう、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努めなければならない妊婦を主に利用の対象とするものについても、同様とする

- 都市公園、野球場やサッカー場等のスポーツ施設、動物園、水族館など屋外の施設に喫煙場所を設ける場合は、**特定屋外喫煙場所と同等の措置を講じる**よう努めてください



特定屋外喫煙場所
と同等の措置

屋外スポーツ施設等

出入口

屋外

【同等の措置】

- ① 喫煙場所が**区画**されている
（線を引くなどして明確に区別）
- ② 喫煙場所であることを記載した**標識を掲示**する（法の標識例参考）
- ③ **施設の利用者が通常立ち入らない場所**に設置する（建物の裏など）

【北海道受動喫煙防止条例】

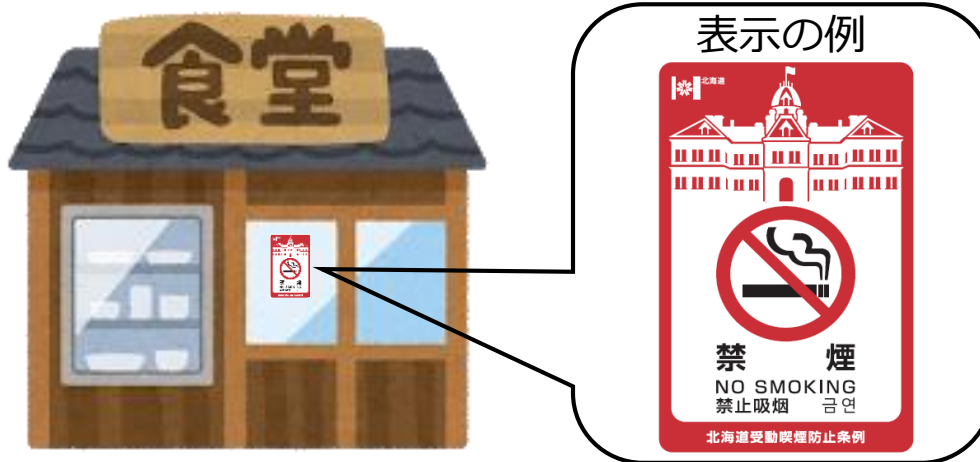
受動喫煙防止対策 ポイント⑤

飲食店等の対策

【禁煙の標識の掲示（第18条）】

- ◆ 飲食店又は喫茶店の管理権原者等は、屋内全部を禁煙としたときは、主たる出入口の見やすい箇所に、その旨を記載した標識を掲示しなければならない

- 健康増進法では、屋内を禁煙とした場合の規定がありません。禁煙の場合も表示することによって、**飲食店や喫茶店では、喫煙又は禁煙の表示がされる**ことになり、お店を利用される方が、店内の喫煙環境を確認でき、望まない**受動喫煙を未然に防止**することができるため、**標識の掲示をお願いします**



- ※ 禁煙ステッカーは、道内の飲食店や喫茶店に送付。今後も新規店舗に配布していきます。



北海道



禁 煙

NO SMOKING

禁止吸烟 금연

北海道受動喫煙防止条例

【北海道受動喫煙防止条例】

受動喫煙防止対策 ポイント⑥

従業員等の対策

【事業者の責務（第6条）】

- ◆ 事業者は、従業員その他当該事務所又は事業所において労働する従業員以外の者に受動喫煙を生じさせることがないように、教育、知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない



- 健康増進法等では、雇用関係にある労働者の方のみを対象としていますが、**条例では親族や派遣職員等の方も含めていますので、これらの方を含めて受動喫煙防止対策を講じるよう努めてください**

- 受動喫煙による健康影響の研修や相談対応などの体制整備
- 受動喫煙防止対策に関する情報の周知や掲示
- 喫煙区域を通過しない動線の工夫
- 喫煙専用室等の清掃や喫煙区域で勤務する際のマスク着用
- 社用車内の喫煙禁止又は同乗者の意向に配慮した喫煙
- 喫煙可能室において受動喫煙を生じさせない工夫 など

【 北海道受動喫煙防止条例 】

附 則

公布・施行日	内 容
2020年（令和2年） 3月31日	条例公布
4月 1日	条例施行（下記規定を除く）
7月 1日	飲食店及び喫茶店における禁煙の標識の掲示（第18条）及び指導又は助言（第18条に係る部分に限る）
2021年（令和3年） 4月 1日 ※全面施行	第一種施設（学校等）における受動喫煙の防止の措置（第15条）及び指導又は助言（第15条に係る部分に限る）

【北海道受動喫煙防止条例】 その他の取組（普及啓発）

歩きたばこや路上喫煙はやめましょう

平成15年に「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、公共の場所での歩きたばこ等の防止に努めています。

近隣住宅に配慮して喫煙をしましょう

玄関先やベランダ等での喫煙は、近隣住宅に受動喫煙を生じさせることがありますので、風向きや時間帯などに配慮してください。

三次喫煙（サードハンドスモーク）

衣類や室内に付着した残留たばこ成分を吸入する「サードハンドスモーク」は、健康影響はまだ明らかになっていませんが、今後も適切な情報を周知していきます。

たばこをやめたい方をサポートします

ホームページ等で禁煙外来を標榜する医療機関を紹介するなど、身近な地域で禁煙支援を受けやすい環境づくりに努めています。

【道内における受動喫煙防止対策の実施状況】

令和4年度 市町村管理施設の状況

区 分	施設数	施設(建物)の屋内				屋外(施設の敷地内)				
		全面禁煙	喫煙室設置	標識 掲示	対策なし (喫煙可)	全面禁煙	3要件を満 たす喫煙場 所設置	その他の喫煙場所		対策なし (喫煙可)
								施設利用者 に配慮した 場所	その他 (左記以外)	
①市町村本庁舎	367	100.0%	0.0%		0.0%	59.4%	31.9%	3.5%	5.2%	0.0%
②図書館	180	98.9%	1.1%		0.0%	87.2%	6.7%	5.0%	0.0%	1.1%
③公民館	552	94.7%	1.6%		3.6%	54.2%	5.4%	22.8%	1.8%	15.8%
④体育館	370	99.5%	0.5%		0.0%	74.6%	5.4%	15.1%	1.6%	3.2%
⑤美術館	55	100.0%	0.0%		0.0%	78.2%	7.3%	7.3%	3.6%	3.6%
⑥入浴施設	181	64.6%	33.7%		1.7%	53.0%	7.2%	16.6%	9.9%	13.3%
計	1705	94.3%	4.3%	94.6%	1.3%	63.9%	11.5%	14.0%	3.2%	7.4%

※2022年9月 北海道保健福祉部調査

【道内における受動喫煙防止対策の実施状況】

令和4年度 公共施設・民間施設の状況

区 分	調 査 内 容	
受動喫煙防止対策の実施状況の調査	<p>○ 道内の公共施設及び民間施設における受動喫煙防止対策の状況等を把握し、道の基本的施策や個別の施策等の進捗管理を行うとともに、防止対策を推進する上での課題等の検討に当たっての基礎資料を得ることを目的に次のとおり実施。</p>	
	調査地域	北海道全域
	調査対象	北海道内に所在する公共施設及び民間施設
	調査方法	委託調査（郵送による配布及び回収） ※ 調査の際は、健康増進法における類型等に基づき、「第一種施設」「第二種施設」「飲食店」の調査票を作成し、それぞれを無作為抽出により選定した施設に発送。
	発送数等	発 送：7, 0 0 0（不着等を除く実質標本数：6, 8 1 5） 回収数：3, 1 3 3 回収率：4 6.0%（実質標本数に対する回収率）
	調査期間	令和4年（2022年）9月9日～9月30日

調査対象施設（7,000施設を抽出調査）

施設区分	業種区分	対象施設
第一種施設	学校	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
	病院・診療所	病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所
	薬局等	薬局、助産所、施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）
	国の機関（第一種施設）	行政機関の庁舎などの国の機関
第二種施設	劇場・競馬場等	劇場、映画館、興行場、競馬場、競輪場
	集会場等	集会場、冠婚葬祭施設、火葬場、宗教関係施設
	屋内運動施設	体育館（道立、市町村立除く）、ボウリング場等
	理容室・百貨店等	理容室、美容室、百貨店、総合スーパー、ドラッグストア等
	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア
	銀行・駅舎等	銀行、郵便局、駅舎、バスターミナル等
	動物園等	動物園、植物園、遊園地、サッカー場などの屋外運動施設等
	高齢者施設・宿泊施設	特別養護老人ホームなどの高齢者施設、ホテル、旅館等
	国の機関（第二種施設）	裁判所、刑務所などの国の機関
飲食店	飲食店	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店

調査結果（回答率 46.0%）

区 分	第一種施設	第二種施設	飲食店
施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいる	93.7%	89.6%	84.9%
施設内における受動喫煙防止対策に取り組んでいない	6.3%	10.4%	15.1%

【施設内における受動喫煙防止対策とは】

- ・ 施設内禁煙
- ・ 施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室を設置
（出入口に必要事項を記載した標識を掲示）

店内全面禁煙の飲食店	割 合
禁煙表示あり	74.6%
禁煙表示なし	25.4%

本日のまとめ

- 道においては、北海道受動喫煙防止条例に基づき、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、道、道民、事業者及び団体がそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として受動喫煙防止対策を推進。
- 喫煙者は、健康増進法で禁止されている場所で喫煙しないこと、また、条例で規定する20歳未満や妊婦の方に受動喫煙を生じさせないよう配慮をお願いします。
- 施設及び事業者等は、健康増進法で規定する「原則敷地内禁煙」、「原則屋内禁煙」、「喫煙場所には標識を掲示」といったルールのほか、条例で規定する「学校等の敷地内における受動喫煙防止措置」や「店内禁煙の飲食店等における標識の掲示」などにご協力をお願いします。
- 受動喫煙に関するルールを守り、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる街づくりにご協力をお願いします。